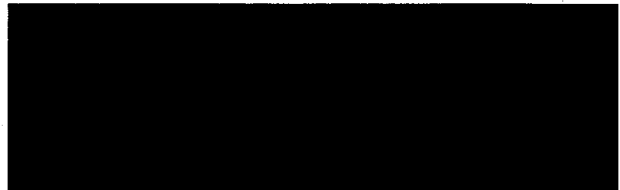


## 裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

 所長

審査請求人が平成28年1月18日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

平成27年12月28日付け保護変更決定処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく平成27年12月28日付け保護変更決定処分（以下「本件決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

##### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

保護決定前に、現住居は請求人の姉（以下「姉」という。）名義の契約であるから、住宅扶助は出せない、姉に全額負担してもらうよう指示され、平成27年7月31日に姉から送金してもらい、請求人の口座から引き落とされた旨伝え、請求人名義の銀行の通帳の当該ページを見せたところ、それで結構ですとの回答だった。その後、収入報告も2度程、収入0円で提出したが、何も指導はなかったが、同年12月9日に、市営住宅の資格審査の合格証を持参し、市営住宅に入居できる旨報告に行ったところ、姉からの送金は違法なので、住宅扶助の上限との差額を返還するよう言われた。

上記のとおり、現住居は姉に家賃を全額負担してもらうよう指示された。同月28日に、大阪府庁に相談に行った後、処分庁で同月分の家賃については、姉からの送金はなかった旨告げたところ、同月分だけ収入認定を削除するという通知書が送られてきた。そもそも担当職員の手指示に従って、家賃を支払っていただけであり、同年11月分の収入認定及び減額調整は納得できない。

## 第2 当庁が認定した事実及び判断

### 1 当庁が認定した事実

(1) 平成27年12月28日付けで、処分庁は請求人に対し、「申告書、通帳で確認し、仕送り分の収入認定を削除します。(65,000円のうち、住宅扶助相当42,000円は控除)追給が発生します。」との理由により平成28年1月分の保護費を変更する本件決定を行い、通知した。なお、同通知書の収入の欄には、減額調整額が23,000円である旨の記載があること。

(2) 平成28年9月20日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

- ア 平成27年6月25日 請求人が保護申請し、処分庁が受理。  
姉から借金額と今後の援助の可否について姉に申告書を記入してもらおうよう指示。現居は姉名義の高額家賃であるため、保護開始となれば転居指導の対象となることを説明のうえ、基準内家賃の物件を探すよう説明。
- イ 平成27年7月1日 住宅費証明書・賃貸住宅契約書入居申込書・賃貸契約書提出があり、契約者は姉であることを確認。姉からは、請求人にパート収入以上の仕送りを行いながら、母親の入院費負担もあり、これ以上の援助は困難との申告書提出。
- ウ 平成27年7月3日 担当職員が訪問調査を実施。その際、請求人より「同年6月分家賃は姉が支払った。同年7月分も姉が支払ってくれる」と申述。担当職員より、仕送りや借金は必ず申告する義務があるとともに収入認定となる旨を説明した。
- エ 平成27年7月16日 生活保護のしおりをを用い、制度説明を行った。説明を受けた旨の署名捺印。保護費を支給した。  
その際、請求人より、同月分家賃は未納状態であると申立てがあった。そのため当職より家賃について、先日の家庭訪問で「姉が支払ってくれる」と聞いているため確認するよう伝えた。姉からの援助がない場合、処分庁から扶助可能なので確認するよう求めた。
- オ 平成27年7月31日 請求人が来所し、「家賃は姉が支払ってくれた。」と申述があった。
- カ 平成27年10月1日 同年7月分から同年10月分の収入申告書提出。就労収入等なしと申告。
- キ 平成27年11月9日 請求人が資産申告のため来所。住宅費について、姉が■■■■に直接払っている話を聞いているにもかかわらず、資産申告で銀行の請求人名義の口座に保護受給後も姉から

仕送りが継続していたことが判明した。請求人より「毎月65,000円は家賃のための仕送りである」と聴取した。

ク 平成27年11月17日 姉から来電。住宅費を援助している理由を尋ねると、「妹がホームレスになると困るので仕方なく援助している」と申述べ。処分庁より保護開始時の調査で請求人より聴取した際、「直接姉が支払っている」ことをきいていた。しかし、今回の資産申告で姉が請求人に65,000円を振込み、その一部を■■■■へ支払っていることを伝え、この援助は請求人から収入申告してもらう必要があると伝えた。担当職員より申告書を送付するので姉自身の状況を記入してほしい旨を伝えた。

ケ 平成27年11月25日 ケース検討会議を実施。姉より毎月65,000円の入金について、支払っている現居の家賃61,300円の差額3,700円を収入認定するのか、もしくは単身世帯の上限額42,000円にもとづき、その差額23,000円を収入認定するのか検討した。

結論として、初回訪問時に住宅費は姉が支払っている旨を確認しているうえに、収入申告書で確認した際、姉より住宅費として仕送りがあったことを処分庁へは未申告であった。そのため、確認できている同年10月分までを法第78条徴収金決定を行い、以降は収入認定とするに至った。同年7月21日、同年8月26日、同年9月10日、同年10月13日の計4回の入金、各65,000円から住宅扶助相当分42,000円を差し引いた23,000円の4か月分計92,000円について法第78条徴収金決定を行った。

同日姉より「引っ越し先が決まるまで家賃のみ出さざるをえません。移転したらストップします」との申告書の提出があった。

コ 平成27年11月30日 請求人より同月分収入申告書を提出。就労収入等なし。仕送り等の欄に現居の家賃65,000円と請求人より記載があった。

サ 平成27年12月9日 請求人が来所し、担当職員より請求人

に対し「返還金・徴収金決定書」「文書指示書」を手交した。請求人は納得いかない様子で、同年8月分保護費にかかる保護決定通知書を提示し、「このときには姉から請求人の口座に入って請求人が支払っている」とお伝えしたと申述。しかし同年7月31日付けの記録で担当職員は「家賃は直接姉が支払ってくれた」と聴いており、金銭のやりとりはなく収入認定しない取扱いとしてきたが、通帳に入金したことが判明したため仕送りとして認定することになる。通帳に65,000円の入金を確認したことから、この分については42,000円控除したうえで、収入認定になることを伝え、返還対象になると回答。さらに法第61条に基づく収入申告についての確認書の提出があった。

決定した徴収金の納付方法について、本来は一括納付であるが、請求人より月10,000円の分納希望があった。

シ 平成27年12月28日 請求人が来所。平成28年1月分保護決定通知書の姉からの仕送りの見込みの記載に不服だった様子。徴収に関する決定について、市長宛てに不服審査請求を行ったと申述。通帳に姉からの仕送りの欄が見当たらないため、仕送りなしと確認。尋ねると姉が直接[ ]に納付したようだ。同月分保護費より仕送り分を削除し追給処理（本件決定）。収入申告書平成27年10月分から同年12月分提出。就労収入等、仕送り等なし。

ス 本件決定は、平成27年12月28日に、請求人の通帳を確認し、姉からの仕送りがなかったことを確認したことから、姉からの仕送りの収入認定を削除する保護変更を行ったものであり、違法、不当は存在しない。

(3) 弁明書と同時に処分庁が提出した資料によると、以下の趣旨の内容が認められること。

ア 平成27年7月1日付けで処分庁が受理した住宅費証明書には、借主として姉の名前の記載があること。また、家賃は月額61,300円、共益費は2,640円である旨の記載がある

こと。

- イ 平成27年11月26日付けの通知書には、「同月中に姉からの仕送り分をその他収入として認定します。(見込)(65,000円のうち、住宅扶助相当42,000円は控除)」との理由により、変更決定を行う旨の記載があること。また、変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額について、平成28年1月分保護費で減額調整する旨の記載があること。
- ウ 平成27年11月26日付けの返還金・徴収金決定書には、法第78条に基づき、92,000円を返還金・徴収金として決定した旨の記載があること。また、決定理由として、「同年7月から10月までの姉からの仕送り各月65,000円が未申告であったため、住宅扶助相当額42,000円を差引額23,000円の4か月分92,000円の返還を決定します。」との記載があること。
- エ 平成27年12月28日付けで処分庁が請求人から受理した同年10月から同年12月の収入申告書には、仕送り等の欄について、「無」との記載があること。また、同申告書に添付された請求人の銀行口座の通帳の写しには、同年11月9日付けで姉から65,000円の振込があり、同月25日付けで63,940円が家賃として引き落とされた旨の記載があること。
- オ 平成28年3月10日付けの徴収金決定取消決定通知書には、前記ウの徴収金決定処分を取り消す旨の記載があること。また、取消決定の理由として、「住居の賃貸借契約者は姉であり、家賃は姉の債務となる。請求人は姉から入金される65,000円を賃貸人に支払っただけであり、そのお金を請求人の収入とは認定できないと判断したため。」との記載があること。
- (4) 平成28年10月18日付けで、審査庁が請求人より受領した反論書には以下の趣旨の記載があること。

- ア 平成27年7月3日 家庭訪問の際に、当時の住居は姉名義の賃借物件なので、住宅扶助は受けられない、と言われた。扶助の上限42,000円との差額は生活費を削って自分で払いたいと申し出たが却下され、姉に全額負担してもらうよう言われた。
- イ 平成27年7月16日 家賃は毎月25日(25日が土、日曜の場合は、翌営業日)に口座振替なので、まだ7月分は引き落とされていない旨は伝えたが、扶助可能とは承っていない。
- ウ 平成27年7月31日 同月24日付けの保護決定通知書に「住居の家賃の納付状況について、…お知らせ下さい」と朱書きしてあったので、銀行の請求人名義の通帳を持参し当該ページを提示の上、姉から同月27日に65,000円の送金があり、同日、「          ヤチン」として引き落とされた旨伝えたところ、「それで結構です。これからもそうして下さい」と言われた。
- エ 平成27年10月1日 収入申告書を収入0円で提出すると同時に、前記ウの通帳を提出し、コピーを取られた。
- オ 平成27年11月9日 住宅費については前記の通り同年7月31日にも報告したが、保護申請時にも通帳提出の上、説明したはずだ。
- カ 平成27年11月30日 収入報告は、収入0円で提出。
- キ 平成27年12月9日 市営住宅入居の資格審査があり合格したので報告に行ったところ、「返還金・徴収金決定書」「文書指示書」を見せられた。保護決定前にも通帳はコピーを取っていたはず。また、前述の通り、同年7月31日にも、その後も報告すると同時に、通帳も提出、コピーは何度も取ったはずだが、それまで指導は受けていない。「何故、7月31日か、その後に指導をしなかったのか」問い質しても「あなたの口座に入金されたら、あなたの収入です」の一点張りで納得のいく説明

はなかった。同月～同年11月分の計115,000円を一括納付するよう言われたが、預貯金などあるはずもなく、姉から借金しないと払えない、と言ったら、同年7月～同年10月分の92,000円は、10回に分納、同年11月分23,000円は、平成28年1月分から減額する、と言われ、口座振替依頼書に記入、捺印を強要された。

ク 平成27年12月28日 同月17日付けの保護決定通知書に同年11月分及び見込で同年12月分の計46,000円減額と記載されていたが、同月分は姉から送金はなかったので、市役所及び大阪府庁に審査請求の相談に行き、審査請求書の交付を受けた。その足で処分庁に抗議に行き、同月分は送金を受けていない旨伝え、同年7月～同年11月分については審査請求する旨伝えたところ、同年12月分23,000円は随時払い、同年7月～同年10月分は履行延期承認通知書が郵送された。

ケ 平成28年3月11日 徴収金決定の取消決定通知の金額が誤っていたため差し替え分を郵送したが、郵便局から戻ってきたとの電話があったので、やむを得ず来週伺う旨伝えた。

コ 平成28年3月10日に徴収金決定の取り消しが決定された。  
長宛の審査決定書と同じ理由に基づく審査請求であり、平成27年11月分の収入認定の取り消しを再度、要求する。

## 2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条によりこの法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければ



ならないと定めている。

- (2) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のイの(ア)では、仕送り、贈与等による収入の認定について、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第10の2の(8)において、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月及びその前月までの分に限る。)を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものであること。)」と定めている。
- (5) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(3)までの認定事実のとおり、処分庁は、請求人が居住する姉名義の住居

の家賃として姉から平成27年7月から毎月65,000円の送金を受けていることが同年11月に判明したため、前記(3)に該当するとして、送金額のうち住宅扶助相当額42,000円を控除した23,000円を請求人の収入としたことが認められる。また、前記(4)に基づき同年11月分の収入23,000円を同年12月分保護費に収入充当した結果生じた過払金について、平成28年1月分保護費で減額調整を行い、併せて請求人の申告により平成27年12月分の収入はなかったことを確認し、平成28年1月分保護費の収入充当を削除し、23,000円を追給する本件決定を行ったことが認められる。

(6) 処分庁は、本件決定に違法、不当は存在しない旨主張する。

しかしながら、前記第2の1の(3)のア及びエの認定事実のとおり、処分庁が請求人の収入であるとする姉からの送金(以下「本件送金」という。)については、姉名義の住居の家賃として請求人の口座に振込まれており、請求人はこれを貸主に対し支払っていることが認められる。確かに、本件送金は請求人の口座に振込まれてはいるものの、本件送金額と請求人が貸主に支払った金額との差額以外については、実質的に請求人が利用し得る資産とはいえ、請求人の収入と認めることは困難であるといわざるを得ない。

また、前記第2の1の(3)のウ及びオの認定事実のとおり、処分庁も、平成27年7月から同年10月までの本件送金について、当初は未申告収入として法第78条による徴収決定を行ったものの、請求人の収入とはいえないとして、平成28年3月10日付けで上記徴収決定を取り消しているところである。

したがって、これらの事実関係からすると、処分庁が本件送金を請求人の収入であるとして平成27年11月の本件送金額と住宅扶助相当額との差額を減額調整していることは、前記(1)から(3)に照らし、瑕疵があるものといわざるを得ず、本件決

定については取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた旧行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年12月22日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。